



## 来院型産業歯科健診のご案内

門司歯科医師会では、来院型産業歯科健診を行っております。  
ご希望の事業所は、下記申込方法及び実施要領をご確認の上、  
お申込み下さい。

### 【申込方法】

門司歯科医師会（以下「本会」という。）へ産業歯科健診希望の旨、ご連絡下さい。

連絡を受けた本会は事業所へ「産業歯科健康診断実施申込書」（以下、「申込書」という。）を送付します。

事業所は申込書に必要事項を記入し、本会へ送付します。

申込書を受けた本会は受診可医療機関を決定し、事業所へ通知します。

申込みに基づいて、事業所と本会とで「来院型歯科健康診断に関する契約書」を交わし、1部を事業所に送付します。

## 【実施要領】

### 1. 目的

事業所の勤務者に対する健康対策の一環として、職場における歯科の健康診断により、う蝕と歯周病および職業性疾患をはじめとする歯科疾患の効果的な予防と適切な早期治療を行い、また勤務者の健康の保持と増進を図り、事業所における口腔衛生の向上と健康増進を推進するものです。

### 2. 対象 区内事業所の勤務者とします。

### 3. 実施主体 一般社団法人門司歯科医師会

### 4. 契約 申込みに基づき事業所と本会で「歯科健康診断に関する契約」を締結します。

### 5. 産業歯科健康診断票

(1) 産業歯科健康診断票(以下「診断票」という。)は、福岡県歯科医師会が作成したものを使用します。

(2) 診断票は事前に事業所へ送付しますので、健診会場へご持参下さい。

(3) 診断票は歯科健康診断終了後、請求書と一緒に送付します。

(4) 事業所に所定の診断票がある場合は、お申し出下さい。

### 6. 基本健診の内容及び料金

内容：	う蝕の診査	歯周病の診査(C P I 含む)	口腔粘膜の診査
	顎関節の診査	歯垢、歯石の付着状態	

料金：1人 3,000円

### 7. 健康診断料金の請求

健康診断終了後、事業所へ門司歯科医師会より請求を行いますので、速やかに送金して下さい。

### 8. その他

この要領に定めない事項は、各事業所と協議の上で決定します。